・加入手続きに必要なもの

国民健康保険

① 資格喪失証明書

②マイナンバーのわかるもの
退職される方と国保に加入される方の分

③本人確認書類

国民年金

① 資格喪失証明書

② 年金手帳またはマイナンバーのわかるもの
退職された方とその配偶者の方(加入する場合)の分

③ 雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
免除の申請をする場合

④ 本人確認書類

その他の手続き

(加入者の中に受給者がいる場合)

① 福島市子ども医療費受給資格者証

② ひとり親家庭医療費受給者証

③ 重度心身障がい者医療費受給資格者証

④ 小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録証)

⑤ 肝炎治療受給者証

⑥ 患者票 【結核医療費公費負担制度】

⑦ 指定難病医療費受給者証

⑧ 自立支援医療受給者証

⑨ 療養介護医療受給者証

手続きは14日以内に

手続きは、原則14日以内に市町村の担当窓口で行ってください。

健康保険・厚生年金 資格喪失証明書

被保険者	住所			
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
マイナ保険証有・無	有 ・ 無			
資格喪失日	年 月 日 (退職の場合は退職日の翌日)		資格取得日	年 月 日
喪失事由	1. 退職	年 月 日	2. 後期高齢該当	年 月 日
保険者番号			基礎年金番号	ー
健康保険の記号			健康保険の番号	

	フリガナ 氏名	生年月日	続柄	マイナ保険証有・無	扶養認定除外日・事由 (被保険者本人と同日の場合は空欄)
被扶養者		年 月 日		有・無	年 月 日 事由( )
		年 月 日		有・無	年 月 日 事由( )
		年 月 日		有・無	年 月 日 事由( )
		年 月 日		有・無	年 月 日 事由( )

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

電話番号 ( )

健康保険・厚生年金資格喪失証明書の請求先について

他の健康保険を脱退し国民健康保険に加入するときは、「健康保険・厚生年金資格喪失証明書」が必要です。
退職時に事業所から交付されなかった場合は、在職当時の事業所または下記の該当先へ請求し「健康保険・厚生年金資格喪失証明書」をご用意のうえ、市役所国保年金課または各支所で手続きしてください。

在職当時の事業所へ

↓ 在職当時の事業所から「健康保険・厚生年金資格喪失証明書」

今まで加入していた健康保険（保険者）が

全国健康保険協会 ○○支部の方

↓

東北福島年金事務所へ
※右下地図参照

＜請求に必要なもの＞
運転免許証等、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類

※全国健康保険協会の任意継続保険の方は、全国健康保険協会福島支部（駅前の福島セントランドビル（旧ユニックスビル）8F、令和7年1月現在）が窓口です。

全国健康保険協会
福島支部の連絡先
（024）523－3915

○○健康保険組合の方

↓

在職当時の健康保険組合へ

在職当時の健康保険組合から「健康保険・厚生年金資格喪失証明書」が交付されない場合で、被扶養者がいなかった方のみ下記へ

↓

東北福島年金事務所へ
※右地図参照

「被保険者記録照会回答票」を請求してください。

＜請求に必要なもの＞
運転免許証等、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類

※事業所から年金事務所へ届出が提出されていない場合など、請求時期によっては直近の情報が確認できない場合もあります。

○○国民健康保険組合の方

↓

在職当時の国民健康保険組合へ

○○共済組合の方

↓

在職当時の共済組合へ

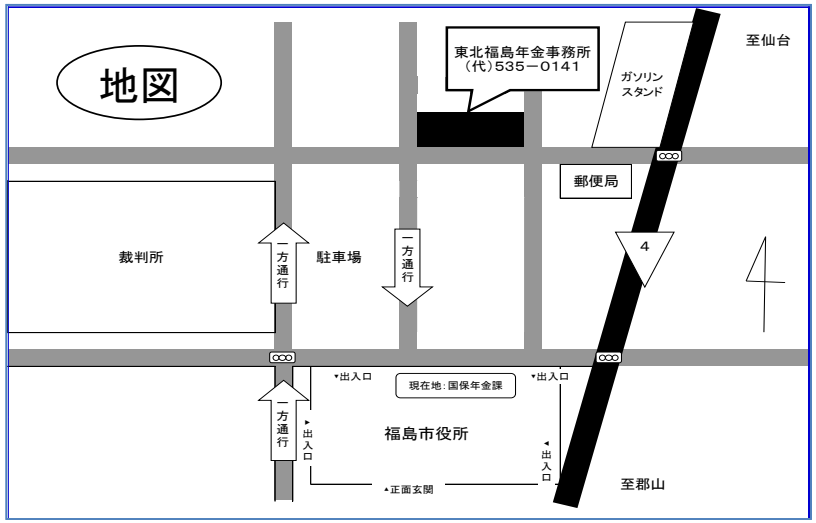

※事業所から各健康保険へ届出が提出されていない場合など、請求時期によっては交付されない場合もあります。

福島市市民・文化スポーツ部国保年金課　電話（024）525－3735　受付 平日8:30～17:15